

11月4日に厚生委員会を開催し、所管する事務事業の調査を次のとおり行いました。

● 犬のふん公害防止対策について ●

～内容～

犬の散歩の際にふんの後始末をしない飼い主がおり苦情が絶えない。その対策について調査した。

～質疑～

問：飼い犬等のふんに関する苦情は全市的か特定の地域に偏っているのか。
答：全市的ではあるが、特に市街地や住宅地が多い。
問：条例を制定する場合、全市を対象とするのか、地域を特定するのか。
答：全市を対象にした条例を制定する。
問：ふんの後片付けをしなかった人をどのように公表していくのか。
答：現在検討中ではあるが、氏名の公表は考えていない。 地区名・年齢程度を想定している。
問：スコップ等持って散歩させていても、片付けていない場合もあるが、「原則持ち帰る。」よう規定できないか。
答：持ち帰ることを義務付けたい。 防止対策としては、市職員も巡回するが、町内会等にもご協力をいただきたい。
問：他市の条例では罰則規定を設けているが、総社市は罰金の額はいくらくにするのか。
答：他市の例を参考にしながら考えたい。
問：猫は放し飼いであるが、猫についても飼い主に協力してもらえよう盛り込めないか。
答：猫についても根強い苦情があるので対象とし、しっかり啓発したい。

● 障がい者千人雇用について ●

～内容～

平成23年4月から、障害の有無にかかわらず、市民一人ひとりが個性や意欲に応じた能力を発揮できる社会・地域の中で助け合い、安心して暮らせる社会の実現のために「障がい者千人雇用」に取り組んでおり、今日までの現状について調査した。

～質疑～

問：障がい者を雇用した場合、トイレ等施設や設備の改修費用に対する助成、その他企業への総社市独自の助成制度はあるのか。
答：総社市独自の助成はない。国や独立行政法人が行う助成を活用していただきたい。市は職場の創出であるとか、企業へ採用の啓発という方面の役割を担いたい。
問：「障がい者」という呼び方を例えば「特別支援者」というように変えられないか。
答：呼び方や表記については、国等でもいろいろ検討しているがなかなか一つにまとまらない。 引き続き検討していく必要はある。
問：障がい者を雇用しようと思っても、働きたいと思っている障がい者の障害の程度、所在等情報入手が難しい。公表できないか。
答：ハローワークは情報を持っているので、ハローワークを経由して求人していただきたい。企業が国等から助成を受ける場合も、ハローワークを通じて雇用しなければ助成対象にならない。 また、求職者と企業のマッチングには就労支援ルームが力を発揮しており、さらに就労支援ルームの強化を図りたい。
問：特別支援学校を卒業した子がすぐに就職できなくて困っている現状がある。例えば、県立大学、リハビリテーションセンターなどと連携をとって、訓練や指導を行い、就労につなげていく仕組みは作れないか。
答：すぐには難しいと思うが、努力していきたい。
問：現在、働きたいと思っても職に就けていない障がい者の把握はできているのか。
答：障がい者が3,512人、うち、18歳から65歳ぐらいまでの就労年齢の方が1,200人、実際に就労可能な方は1,000人を切ると見込んでいる。
問：東日本大震災の教訓から、避難マニュアルを作る会社が増えていると思うが、障がい者の避難マニュアルは作成されているのか。作成されていないなら作成するよう企業に働きかけてはどうか。
答：企業がどのようなマニュアルを作成しているのか把握していない。 障がい者を雇用している企業には作成していただくよう働きかけたい。

● 地域包括支援センターの運営体制について ●

～内容～

現在、地域包括支援センターは市の直営で運営しているが、高齢者・要支援認定者の増

加に伴い、センター職員の人員不足、地域により密着した体制強化の必要性、24時間対応、専門職による対応など課題がある。その改善策を調査した。

～質疑～

問：今回の運営体制を変更することによって現在の課題がどれくらい解消されるのか。

答：現在は年間1万件程度の相談事業を、基幹ステーションと4つの地域ステーションで受けている。休日や職員が訪問活動中は、ステーションは不在になり、電話の応対もお待たせしてご迷惑をおかけしている。今後は、地域包括支援センターを6つに増やし、定められた人員配置がなされ、24時間体制で対応できるようになるため、柔軟で円滑な対応ができると考えている。

問：現在支援を受けられている人のデータは各地域包括支援センターで共有できるのか。

答：委託する場合には、データを当該法人に適切に提供し、介護予防に努めなければならないと定めている包括支援センター業務マニュアルに従い、適切にデータの提供を行う。個人情報の取扱いは慎重に行うよう徹底する。